

## JTBC 代理店規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

本規約は、日本電気通信事業株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する代理店制度において、JTBC 一次代理店、二次代理店、三次代理店、その他当社が定める代理店区分に属する者（以下総称して「JTBC 代理店」といいます。）との間で締結される業務委託契約に関し、共通して適用される契約条件および当社と各 JTBC 代理店との権利義務関係を明確に定めることを目的とします。

#### 第2条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「当社」：日本電気通信事業株式会社をいいます。
2. 「JTBC 代理店」：当社事業において登録された一次代理店、二次代理店、三次代理店、および当社が別途定めるその他の代理店区分に属する代理店の総称をいいます。
3. 「回線ユーザー」：当社が取り扱う商品を契約し、利用している顧客をいいます。
4. 「顧客」：JTBC 代理店のビジネス活動により本サービスの提供を受ける者をいいます（回線ユーザーを含みます）。
5. 「ビジネス活動」：JTBC 代理店が行う商品販売、契約取次、代理店紹介その他当社が認める活動をいいます。なお、各代理店区分に応じた活動範囲および権限の詳細は、規約別紙に定めるものとします。
6. 「本サービス」：当社または当社と業務提携する通信事業者、商品提供者その他の事業者（以下「事業者」といいます。）が提供する電気通信サービスおよびこれに付随するサービスをいいます。
7. 「ショット型報酬」：本サービスの開通を基準として単発で発生する報酬をいいます。
8. 「その他の報酬」：ストック型報酬その他、継続的または条件充足を基準として算定される報酬をいいます。
9. 「戻入」：顧客契約の取消、早期解約、不正、虚偽、チャーン、リプレイスその他当社が不適切と判断する事由により、当社が支払済または支払予定の報酬の全部または一部について返還、相殺または支払留保を行うことをいいます。
10. 「チャーン」：当社が定める測定期間内に、同一販売者の獲得回線について短期解約または短期転出が、当社が別途定める基準比率を超過した状態をいいます。
11. 「リプレイス」：当社が定める期間内に、同一販売者が自己または近親者名義その他実質的に同一と認められる名義で回線を切替・入替する行為をいいます。
12. 「秘密情報」：当社の業務上の秘密に関する情報（顧客の個人情報を含みます。）をいいます。
13. 「個人情報」：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいいます。
14. 「当社指定システム」：当社が商品の申込受付、顧客情報の管理、代理店への情報提供その他の業務のために、代理店に対して提供または指定するシステム、アプリケーション、ウェブサイトその他の電磁的手段をいいます。
15. 「規約別紙」：本規約に付随して当社が定める代理店区分ごとの条件を定めた文書をいい、一次代理店別紙、二次代理店別紙、三次代理店別紙その他当社が定める代理店区分別の別紙を含みます。
16. 「関連契約等」：本規約、規約別紙ならびに当社が定めるガイドライン、マニュアル、通知その他当社が指定する文書の総称をいいます。
17. 「代理店その他関係者」：JTBC 代理店の役員、従業員、業務委託先、再委託先、代理人等、代理店の管理下で本規約に基づく代理店契約に関与する者をいいます。なお、再委託先は当社の承認なく設けることはできず、無断で再委託が行われた場合には、当該行為およびその結果について代理店が一切の責任を負うものとします。
18. 「差額報酬」：上位代理店の報酬額と下位代理店の報酬額との差額に基づき算定される報酬をいいます。
19. 「コンシューマー報酬」：当社が指定するコンシューマー向け商品（JTBC 安心パック、SoftBank 光・SoftBank Air、BIGLOBE 光、docomo 光、AORINO、プリペイドモバイル等）の販売・紹介に基づき発生する報酬をいいます。
20. 「営業日」：日本国内の金融機関の営業日をいいます。
21. 「EWA ウォレットサービス」：JTBC 代理店に対して当社が報酬情報の閲覧、残高管理、出金申請、通知等の機能を提供するオンラインサービスをいいます（以下「EWA ウォレット」といいます。）。
22. 「スマホレディ」：JTBC 代理店としてビジネス活動を行う代理店に対して用いられる通称をいいます。

本呼称は、プロモーション、広報、案内等において便宜的に使用される名称であり、運用上、女性代理店向けの呼称として使用される場合があるものの、性別、年齢その他の属性を限定する趣旨ではなく、すべての JTBC 代理店が使用可能な呼称とします。

なお、本呼称の使用の有無または内容は、本規約上の代理店区分、権利または義務に何ら影響を与えるものではありません。

23. 「名義」：本規約および規約別紙に基づく契約、登録その他の手続における当事者の呼称をいい、当該当事者が法人である場合は当該法人の商号（法人名）を、個人（個人事業主を含む。）である場合は当該個人の氏名（代表者名等）をいいます。

## 第2章 代理店資格

### 第3条（登録）

1. JTBC 代理店資格は、登録申請者が当社が定める審査に合格し、当社が承認した場合に付与されます。
2. 登録申請者は、当社が提示する本規約、ガイドラインおよび規約別紙を十分に理解し、同意したうえで登録を行うものとします。
3. 資格の効力は、当社による審査合格および登録条件の履行をもって発生するものとします。
4. 登録および資格維持に関する費用の有無、金額および支払方法等は、規約別紙に定めるものとします。
5. JTBC 代理店として登録できる者は、申請時点において満 18 歳以上であり、かつ学生（高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校その他これに準ずる教育機関の在籍者をいいます。）でない者に限るものとします。
6. 当社は、前項の確認のため必要と認めるときは、申請者または代理店に対し、年齢および在学状況を証する書類の提出その他当社所定の方法による確認に協力することを求めることができ、申請者または代理店はこれに応じなければなりません。
7. 代理店が登録後に学生となった場合、または前二項の条件を満たしていないことが判明した場合、当社は、当該代理店の新規募集・勧誘行為の制限、資格の停止または契約の解除その他必要と認める措置を講じることができるものとします。
8. 代理店は、当社の事前の書面による承認を得ることなく、同一の個人名義または同一法人名義により複数の代理店アカウントを開設し、または保持してはなりません。
9. 前項に違反して複数アカウントが開設された場合、当社は、当該代理店に対し、アカウントの統合、利用制限、資格停止、登録取消その他当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。ただし、当社が別途承認した場合、または当社が代理店の責めに帰すべき事由によらない特段の事情があると判断した場合は、この限りではありません。

### 第4条（代理店区分の変更）

1. JTBC 代理店は、当社が定める基準を満たした場合、または当社の承認をもって、代理店区分を昇格または降格することができます。
2. 区分変更の条件、審査、判定方法および承認手続の詳細は、規約別紙に定めるものとします。
3. 区分変更が承認された場合、変更後の代理店区分に対応する規約別紙その他当社が当該区分向けに定める条件は、変更承認日以降に発生するすべての取引に適用されるものとします。
4. 区分変更の承認日以前に発生した報酬、戻入その他の債権債務は、変更前の区分に基づく条件により処理されるものとします。
5. 当社は、代理店の活動実績、行為内容またはその他当社が定める評価基準に基づき、当社の裁量により代理店区分を変更（昇格または降格）することができるものとします。
6. 当社は、各代理店区分に適用される最新の区分別条件を、代理店マイページその他当社が指定する方法により、JTBC 代理店が随時閲覧可能な状態に置くものとします。JTBC 代理店は、自己に適用される区分別条件の内容を適宜確認するものとします。

### 第5条（権利の譲渡・相続・承継）

1. JTBC 代理店は、当社の事前の書面による承認を得ることなく、本規約および関連契約等に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継し、または担保に供してはなりません。
2. 代理店資格が、相続、事業承継、贈与その他これに準ずる承継事由により第三者へ移転される場合、承継者は承継事由の発生から 30 日以内に、当社所定の方法により申請を行い、当社の審査および承認を受けるものとします。
3. 二親等以内の親族（配偶者、子、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫）による承継については、当社所定の適格性審査を前提として、原則として承認するものとします。
4. 二親等を超える者への承継、法人への承継または法人から個人への承継その他前項に該当しない承継については、当社が承継者の適格性、反社会的勢力との関係の不存在、販売実績その他当社が定める基準に基づき、承認の可否を裁量により判断するものとします。
5. 資格の譲渡、売却または承継に際して当社が承認の可否を判断するにあたり、当社は譲受人または承継人について、適格性、反社会的勢力との関係の不存在、過去の業務履歴その他当社が必要と認める事項を総合的に審査しま

す。

6. 本条に基づき承継が承認された場合であっても、承継前に発生した、またはその原因が生じた報酬、戻入金その他の債権債務は、承継後も完済または清算が完了するまで効力を有するものとし、譲渡人および承継人は連帯してこれを履行する責任を負います。また、承継前の行為に起因して承継後に新たに発生または確定した戻入金・支払金等についても同様とします。

#### 第6条（資格の停止および取消）

1. 当社は、JTBC 代理店が本規約、関連契約等または規約別紙に違反した場合、または代理店として不適当と認める事由がある場合、当該代理店に対し、資格の一時停止または登録の取消を行うことができます。
2. 資格の停止または取消を行う場合、当社は、原則として電子メール、当社ウェブサイトまたは代理店マイページにより通知します。ただし、緊急性を要する場合その他当社が必要と認めるときは、事前通知を省略することができます。
3. 停止期間、取消の基準その他詳細は、規約別紙に定める基準に従うものとします。
4. 当社は、資格の停止または取消により代理店が被った損害について、一切の責任を負いません。
5. 資格の停止または取消が行われた後であっても、停止または取消前に発生した、またはその原因が生じた報酬、報酬の戻入（返還）、その他の債権債務は、完済または清算が完了するまで引き続き効力を有するものとします。
6. また、資格の停止または登録取消後においても、停止または取消前の販売実績その他の行為に起因して新たに発生または確定した戻入金・支払金等の債権債務については、当該代理店はその支払い義務を負うものとします。
7. 当社は、代理店に不正行為またはその疑いがある場合、あるいは代理店として不適切であると合理的に判断した場合、報酬の反映および EWA ウォレットからの出金を停止することができます。

#### 第7条（解約および登録抹消）

1. 代理店は、当社所定の電子フォームまたは当社が指定する方法により、資格の解約を申し出ることができます。
2. 当社が解約申出を受領し、所定の手続が完了した時点で、当該代理店資格は終了します。
3. 代理店は、総務省が定める販売代理店届出制度に基づき、変更または廃止の届出を行う義務を負います。
4. 本規約に基づく代理店契約が終了したときは、代理店は直ちに当社から提供を受けた商標、情報、書類等および業務遂行に際して接した利用者に関する情報の一切の使用を中止し、当社の指示に従い返還または破棄しなければならず、以後、当社の名義を用い、当社の代理人である旨を表示し、または当社の代理人として行動してはなりません。なお、JTBC 代理店は、契約終了に際し、顧客の個人情報を一切保有していないことを書面により確認・報告するものとします。万一保有していることが判明した場合は、当社の指示に従い直ちに復元不能な方法で消去・廃棄し、その結果を当社に報告しなければなりません。
5. 資格の解約または登録抹消が行われた後であっても、解約または抹消前に発生した、またはその原因が生じた報酬、報酬の戻入（返還）、その他の債権債務は、完済または清算が完了するまで、なお有効に存続するものとします。ただし、報酬および EWA ウォレット残高に係る支払請求権の消滅時効の進行を妨げないものとします。また、解約または登録抹消後においても、解約または抹消前の販売実績その他の行為に起因して、解約または抹消後に新たに発生し、または確定した戻入金・支払金等の債権債務については、代理店はその支払い義務を負うものとします。
6. 当社は、前項に基づき戻入金、支払金その他の金銭債務を請求するときは、その対象案件、発生事由、算定根拠および金額を代理店に通知するものとします。
7. 契約終了時に EWA ウォレット残高がある場合の出金手続その他の実務上の取扱いは、EWA ウォレット利用規約の定めによるものとします。なお、当該残高に係る支払請求権の消滅時効は、契約終了日の翌日から 5 年間とし、当該期間を経過した場合は時効により消滅するものとします。
8. 当社は、JTBC 代理店が以下の各号のすべてに該当する状態（以下「休眠状態」といいます。）にあり、かつ第 9 項に定める手続を経た場合に限り、当該代理店との代理店契約を解約し、登録を抹消することができるものとします。
  - （1）ストック型報酬その他継続的な報酬が発生しておらず、かつ、将来的にこれらの報酬の発生が見込まれる有効な顧客契約（報酬発生開始前の待機期間中のものを含み、当社の管理システム上有効に登録され、かつ、通常の審査・開通過程にあるものに限る。）が存在しないこと。
  - （2）最後に報酬が発生した日（報酬が発生したことがない場合は、電気通信媒介業届出の取得および当社への取得報告（以下「届出取得報告」という。）が完了した日。登録日から 3 か月以内に当該届出取得報告が完了しない場合は、当該登録日。）を起算日として、12 か月間が経過していること。
  - （3）当該代理店が当社に対して支払うべき登録維持費用、月額費用その他の継続的な費用が存在しないこと。
9. 当社は、前項により代理店契約を解約しようとするときは、あらかじめ、書面、ファクシミリ、電子メールその他

第 34 条（通知および連絡）に定める電磁的方法のうち、当該代理店に個別に到達する方法により通知し、その到達日から 30 日以上期間を定めるものとします。当該期間内に、報酬の発生、もしくは当社所定の方法による継続の意思表示があったときは、当社は当該解約を行いません。当該期間内にこれらの事由がないときは、当社は、当該期間の経過をもって代理店契約を解約し、登録を抹消することができます。当社は、法令上必要となる場合には、当該解約、登録抹消その他の終了措置の理由を、代理店の請求に応じて遅滞なく開示するものとします。

10. 前 2 項に基づく解約および登録抹消は、第 5 項に定める債権債務、ならびに確定した報酬のうち未払のもの（EWA ウォレット残高を含む。）に係る代理店の請求権に影響を及ぼしません。休眠状態を理由とする解約は、EWA ウォレットアプリ利用規約第 13 条（契約終了後の取扱い）の適用上、契約終了として取り扱うものとします。当該未払報酬および EWA ウォレット残高の取扱いは、第 5 項、第 7 項および第 10 条（手数料の支給）の定めによります。
11. 前 2 項に定める休眠状態を理由とする解約および登録抹消は、当社が本規約その他の定めに基づき有する資格停止、登録取消、解除その他の措置を行う権利を妨げるものではなく、これらの事由が競合する場合には、その性質に応じて各条項の定めが適用されるものとします。

#### 第8条（代理店活動の責任および権限の範囲）

1. JTBC 代理店は、自らの判断と責任において、本サービスの販売、紹介、案内、サポートその他一切の代理店活動（以下「代理店活動」といいます。）を行うものとします。当社は、代理店活動について個別具体的な指揮命令を行うものではありません。ただし、当社は、本規約および関連契約等に基づき、規約遵守のために必要な指示、是正要請その他の措置を行うことができます。
2. JTBC 代理店は、当社の代理人、代表者その他当社を法的に拘束する意思表示を行う権限を有する者ではありません。JTBC 代理店が行った説明、助言、約束、保証、表明その他の行為は、当社を拘束するものではなく、当社が書面により明示的に承認した場合を除き、当社の意思表示とみなされません。
3. JTBC 代理店が顧客、下位代理店その他本サービスに関連する第三者（以下「関係先」といいます。）に対して行った説明内容、案内、保証その他の行為と、当社が公表する規約、規約別紙、ガイドライン、マニュアル、通知その他の公式情報（以下「公式情報」といいます。）との間に差異が生じた場合、公式情報が優先して適用されます。当該差異に起因して関係先との間に生じた紛争または損害については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
4. JTBC 代理店が関係先に対して任意に行う支援、同行、相談対応、教育、運用補助その他の行為は、JTBC 代理店自身の裁量と責任に基づくものであり、当社はこれに対して追加報酬、手当、委託費その他の対価を支払う義務を負いません。当社が支払う報酬は、本規約および規約別紙に定める条件に基づき発生するものに限られます。
5. 当社は、代理店活動に関する成果、収益性、販売実績、継続率、回収率その他一切の経済的結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行わず、これらの結果について責任を負いません。
6. JTBC 代理店が本条に違反したことにより当社に損害が生じた場合、当社は第 16 条（損害賠償）の定めに従い、当該 JTBC 代理店に対し賠償を請求することができます。

#### 第9条（店舗出店および対面販売に関する取扱い）

1. JTBC 代理店は、自己の責任と費用において、店舗、ブース、催事スペースその他これに類する拠点（以下総称して「店舗等」といいます。）を設け、本サービスの案内、販売または取次を行うことができるものとします。ただし、代理店は店舗等を開設しようとする場合、開設予定日の 14 日前までに当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の店舗等において、代理店は、当社が直接運営する直営店舗、公式店舗または正規ショップその他これに準ずるものではなく、自らが独立して運営する拠点である旨を、利用者が容易に認識できる方法で明示しなければなりません。
3. 代理店は、第 29 条（禁止行為）に定めるもののほか、店舗名、看板、広告物、ウェブサイト、SNS、地図サービスその他一切の表示において、以下の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
  - (1) 当社または本サービスが公式・直営・本部運営であるとの誤認を生じさせる表示
  - (2) 当社の商号、ロゴ、サービス名その他当社の識別表示を、当社が別途定める利用許諾の範囲を超えて使用すること
  - (3) 当社が公式に告知していない料金、サービス内容、特典その他の条件を事実であるかのように表示すること
4. 代理店は、第 8 条（代理店活動の責任および権限の範囲）に定めるもののほか、店舗等における説明、勧誘、契約補助、アフター案内その他一切の対応について、自己の責任において行うものとし、当該行為に起因して生じた利用者との間の紛争、苦情、損害等について、当社は一切の責任を負いません。代理店は、前記の紛争・苦情その他の事由により当社が損害（弁護士費用を含む。）を被った場合、当社に対し当該損害の全額を賠償するものとします。

- 第 27 条（コンプライアンスの遵守）に定めるもののほか、代理店は店舗等における対面販売において、特定商取引に関する法律に定める書面交付義務、クーリング・オフに関する説明義務その他対面販売に特有の規制を遵守しなければなりません。代理店がこれらの規制に違反したことにより当社が損害を被った場合、代理店はその損害を賠償する責任を負うものとします。
- 代理店は、店舗等における活動においても、第 29 条（禁止行為）に定める顧客の個人情報の独自取得・記録・保有の禁止は適用されるものとします。代理店が業務上やむを得ず顧客情報に接した場合は、第 5 章（個人情報の保護）の定めに従い適切に取り扱わなければなりません。
- 代理店が店舗等において行う説明内容が、当社が定める利用規約、重要事項説明、料金条件、提供内容その他の公式情報と異なる場合、または誤解を生じさせるおそれがある場合、当社は当該代理店に対し、14 日以内を期限として説明内容の是正、表示方法の変更、店舗運営方法の見直しその他必要な措置を求めることができるものとします。
- 前項に基づく是正要請に代理店が指定期限内に応じない場合、当社は代理店区分の変更、報酬支払の停止、契約の解除その他本規約に基づく措置を講じることができるものとします。また、第 3 項各号に掲げる禁止行為が確認された場合、当社は前項の是正要請を要することなく直ちにこれらの措置を講じることができるものとします。

### 第3章 手数料（報酬）

#### 第10条 （手数料の支給）

- 当社は、JTBC 代理店が行った適正なビジネス活動の対価として、規約別紙に定める区分別報酬条件に基づき算定した手数料（以下「報酬」といいます。）を支払います。ただし、報酬の支払いは、当該代理店が当社に登録されている期間中に限り行われるものとし、登録が抹消された後は、当該期間中に発生し、かつ確定している報酬を除き、支払いの対象としません。
- 報酬の種類、支給基準および算定方法は、規約別紙に定める区分別報酬条件のとおりとします。
- 当社または顧客の都合により、本サービスの提供開始前に利用契約が取消または無効となった場合、または当該契約が履行されなかった場合には、その契約に係る報酬は支払いの対象としません。また、不正もしくは不適正な手続により獲得された契約に基づく報酬も支払いの対象としないものとします。その他、支払除外条件、報酬適用区分の分岐条件および報酬判定の詳細は、本規約および規約別紙に定めるものとします。
- 当社は、JTBC 代理店に対して事前に通知のうえ、規約別紙に定める報酬額または算定基準を変更することができます。ただし、変更の効力は、当社が別途指定する適用日以降に成立した取引から適用されるものとします。
- 本条に定めるほか、報酬の具体的な区分、対象商品、金額、発生要件、支払方法その他の詳細は、代理店区分ごとに当社が定める規約別紙その他の条件（以下「区分別条件」といいます。）に従うものとします。下位代理店の販売・紹介経路に応じて特有の報酬、精算方法または例外的な取扱いが定められている場合、JTBC 代理店は、自己に適用される区分別条件の定めに従うものとします。

#### 第11条 （報酬の支払方法）

- 当社が代理店に支払う報酬（ショット型報酬、ストック型報酬、差額報酬、紹介報酬その他名称を問わず代理店に帰属する一切の金銭。以下「代理店報酬」といいます。）は、原則としてすべて EWA ウォレット残高として反映する方法により支払われます。代理店報酬が EWA ウォレットに反映された時点をもって、当社の支払債務は履行されたものとします。
- 当社は、代理店に対し、EWA ウォレットを経由しない銀行振込その他の方法による直接の支払を行いません。また、代理店はこれを請求することはできません。ただし、EWA ウォレット利用規約に基づき代理店自身が行う銀行振込出金または Kyash 出金は、この限りではありません。
- 出金その他 EWA ウォレット上での処理は、EWA ウォレット利用規約に従い、代理店自身の責任において行うものとします。
- ショット型報酬は、報酬発生日から当社が定める処理スケジュールに基づき順次 EWA ウォレットに反映されます。月次報酬その他の報酬は、月末締めのおう翌月末日までに EWA ウォレットへ反映されます。

#### 第12条 （EWA ウォレットの利用）

- JTBC 代理店は、代理店登録の日から代理店契約が終了するまでの間、当社が代理店報酬の支払手段として提供する EWA ウォレットサービスを利用します。代理店は、EWA ウォレットを利用するために必要な登録・設定を自己の責任において行い、本規約および EWA ウォレット利用規約の定めに従うものとします。
- 代理店が EWA ウォレットへログインせず、またはその他の理由により EWA ウォレットを利用しない場合であって

も、報酬がEWAウォレットに反映された時点をもって、当社の支払義務は履行されたものとします。

3. 天災地変、停電、通信障害、システム障害その他当社の合理的支配の及ばない事由により、EWAウォレットへの報酬反映、通知、出金処理等が遅延した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社は遅延解消に向けて合理的な範囲で必要な措置を講じるものとします。

#### 第13条 (インボイス制度・消費税および源泉所得税の取扱い)

1. 当社は、JTBC 代理店が適格請求書発行事業者として登録されている場合、支払う報酬に対し消費税相当額を加算して支払います。
2. JTBC 代理店が適格請求書発行事業者として登録されていない場合、当社は、当社における仕入税額控除の制限、JTBC 代理店の仕入れまたは諸経費に係る消費税負担その他の事情を踏まえ、希望に応じて事前に協議の上、将来に向けて報酬額を調整することができるものとします。この場合の調整額は、支払う報酬に係る消費税相当額に、次の各号に定める割合を乗じた額を上限とします。
  - (1) 2023 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで 20%
  - (2) 2026 年 10 月 1 日から 2028 年 9 月 30 日まで 30%
  - (3) 2028 年 10 月 1 日から 2030 年 9 月 30 日まで 50%
  - (4) 2030 年 10 月 1 日から 2031 年 9 月 30 日まで 70%
  - (5) 2031 年 10 月 1 日以降 100%
3. 当社は、前項の調整を行おうとするときは、あらかじめ、適用開始日、対象となる報酬、算定根拠、調整後の金額その他必要な事項を書面または電子メールその他の電磁的方法により JTBC 代理店に通知し、JTBC 代理店から協議の申入れがあったときは、これに誠実に応じるものとします。なお、当該調整は、当社が通知した適用開始日以後に発生する報酬についてのみ適用し、遡って適用しないものとします。
4. JTBC 代理店が適格請求書発行事業者として登録されていた場合であっても、その登録が取消または失効したときは、当該取消または失効の日以後の報酬について、第 2 項および第 3 項の定めを適用します。
5. 当社は、JTBC 代理店が個人として登録されている場合で、かつ当社が当該代理店に支払う報酬が所得税法第 204 条その他関係法令に基づき源泉徴収の対象となるときは、法令の定めに従い、源泉所得税（復興特別所得税を含む。）を控除の上支払います。
6. 前項その他法令に基づき控除すべき金額を控除後の金額が EWA ウォレットへ反映された時点をもって、当該報酬に関する当社の支払義務は完了したものとします。

#### 第14条 (戻入および返還)

1. 当社は、JTBC 代理店の業務について、不正、虚偽、不適切な行為その他第 15 条(戻入基準および算定方法)末尾の付属表(戻入基準表)に定める戻入事由に該当すると認めた場合、当該代理店に支払った一切の金銭(報酬、奨励金、インセンティブその他名目を問わない)の全部または一部を返還(以下「戻入」といいます。)の対象とすることができます。なお、当該金銭が確定後であるか支払後であるかを問いません。
2. 戻入の対象となる事由、対象期間、対象金額および算定方法は、規約別紙に定める区分別報酬条件および次条(戻入基準および算定方法)の定めに従うものとします。
3. 当社は、戻入対象となる疑義があると判断した場合、確定までの間、当該代理店に対する金銭その他の支払いを一時的に保留することができます。
4. 当社は、JTBC 代理店の取引の適正性を確認するため、必要に応じて随時調査を行うことができ、代理店は当社の求めに応じて資料の提出、説明その他必要な協力を行うものとします。
5. 当社は、戻入金の精算に際し、代理店が当社に対して有する未払報酬その他の債権から相殺することができ、相殺により充当できない額については、代理店は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。
6. 戻入または返還に関する詳細な基準、算定方法および手続については、次条(戻入基準および算定方法)ならびに規約別紙および当社が別途定める基準(運用ガイドラインを含みます。)に従うものとします。
7. 代理店が前各項に基づき当社へ支払うべき戻入金その他の債務を、当社が指定する期日までに履行しない場合、または履行が見込めないと当社が合理的に判断した場合、当社は当該債権の回収を弁護士その他の専門業者へ委託することができるものとします。この場合、当社が債権回収に要した合理的な費用(弁護士費用、書面送付費、調査費、事務手数料等を含みますが、これらに限られません。)は代理店の負担とし、当社は当該費用相当額を債務額に加算して請求することができます。また、債権回収手続において、請求通知その他の連絡は、委託先(弁護士等)の名義で直接代理店へ送付されることがあります。
8. 戻入事由が発生した場合、その戻入額はEWAウォレット残高から自動的に控除されます。ウォレット残高がマイナスとなった場合、代理店は当社が指定する期限までに不足額を支払うものとします。
9. 当社は、チャーンまたはリプレイスに該当すると合理的に判断した場合、当該事由に関連して発生した報酬の全

部または一部を戻入の対象とし、または当該該当性の確定までの間、当該代理店に対する金銭その他の支払いを一時的に保留することができます。なお、チャーンおよびリプレイスの判定基準、測定期間その他の詳細は、当社が別途定める基準に従うものとします。

#### 第15条 （戻入基準および算定方法）

1. 本条は、前条に定める戻入の実施基準、算定方法、精算手続および関連する取扱いを定めるものとします。
2. 戻入の対象事由、起算日、対象期間、算定方法、相殺順序、税務上の取扱い、通知手続等の詳細は、本条末尾の付属表（戻入基準表）に定めるところによります。なお、本条に基づく戻入は、名称、算定方法、支払形態を問わず、当社が代理店に支払う一切の報酬に適用されるものとします。
3. 当社は、戻入事由が発生したと認めた場合、当該事由発生日の属する月以降の報酬その他の支払を留保し、または前条の定めに従い相殺により精算を行うことができます。
4. 戻入額は税込金額を基礎として算定し、源泉徴収対象報酬については源泉控除前の金額を基礎として算定します。
5. 当社は、戻入決定後7営業日以内に当該代理店に対してその旨を通知するものとし、代理店は通知を受けた日から7日以内に書面または当社指定フォームにより異議を申し立てることができます。当該期間内に異議の申し立てがない場合、当該戻入額は確定するものとします。
6. 戻入金の精算における相殺は、原則として以下の順序により行います。ただし、特段の事情がある場合、当社は合理的裁量により相殺に用いる報酬の種類および順序を変更することができます。
  - (1) 未払のショット型報酬（差額報酬を含む）
  - (2) 未払のコンシューマー報酬
  - (3) 未払のストック型報酬（差額報酬を含む）
  - (4) その他当社が認める金銭債権
7. 戻入金の算定において1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとします。
8. 戻入事由の発生日から12か月を経過したものについては、当社が別途定める場合を除き、原則として遡及して戻入の対象としません。
9. 本条に基づく戻入または精算に関連して疑義が生じた場合は、当社が合理的裁量によりその判断を行うものとし、代理店はこれに従うものとします。

#### 【付属表（戻入基準表）】－ 戻入に関する基準、期間、算定方法等の詳細 －

本付属表は、本条に基づく戻入の基準、期間、算定方法等の詳細を定めるものであり、すべてのJTBC代理店に共通して適用されるものとします。

1. 基本原則
  - ・ 戻入額は税込・源泉控除前で算定する。
  - ・ 戻入の対象期間は、当該事由発生日から原則12か月以内とする。
  - ・ 戻入対象は、契約単位（MSISDNまたは契約番号）ごとに判断する。
2. 戻入事由別取扱い（共通基準）

| 主な事由  | 起算点   | 対象期間       | 戻入取扱い                  |
|-------|-------|------------|------------------------|
| 短期解約  | 解約日   | 発日から12ヶ月未満 | ショット型報酬および差額ショット報酬全額戻入 |
| コース降級 | 変更反映日 | 当月         | 差額（B-A）分を戻入（精算）        |
| 不正・虚偽 | 発生日   | 全期間        | すべての報酬を戻入              |

※短期解約の判定は、開通日から12か月以内の解約（MNP転出を含む）を基準とする。

※「不正・虚偽」には、本章に定める代理申込、独自取得・無断保有、当社指定システムからの情報持ち出し等を含むものとします。

3. 算定方法
  - ・ ショット型報酬：支給額全額を基礎とする（差額ショットは差額額）。
  - ・ スtock型報酬：対象月のポイント×手数料率。
  - ・ 紹介・コンシューマー報酬：該当商品の報酬額を単位として全額または当該月分を戻入。
4. EWA支払済ショットの取扱い
  - ・ 戻入事由が確定した場合、未払報酬から相殺。未充当分は当社が請求し、代理店は指定期日までに支払うものとする。
  - ・ 当社は、当該精算が完了するまで追加の報酬支払を留保できるものとします。

## 5. 相殺順序

(本条第6項に従う)

①ショット型報酬 → ②コンシューマー報酬 → ③ストック型報酬 → ④その他債権

## 6. 通知・異議申立て

- ・ 戻入決定後7営業日以内に、電子メール・マイページ掲示等の電子的方法で当社が通知。
- ・ 代理店は通知受領日から7日以内に異議を申し立てることができる。
- ・ 期間内に申立てがない場合、戻入額は確定する。

## 7. 遡及および例外

- ・ 当社が合理的と判断する場合（上位事業者の精算訂正等）は、12か月を超えて遡及処理することがある。

## 8. 裁量および解釈

- ・ 本付属表に定めのない事項は当社の合理的裁量により定める。

## 第16条 (損害賠償)

1. JTBC 代理店が、本規約、関連契約等の定め違反し、当社に損害を与えた場合、当社は当該代理店に対し、その一切の損害の賠償を請求することができます。
2. 前項の損害には、当社が負担した返金・戻入金、未収金、システム対応費用、調査費用、法的手続費用、その他当社が被った現実の損害およびこれに付随する費用を含みます。
3. 当社は、前二項に基づく損害賠償請求に加えて、規約別紙に定める違約金を請求することができ、代理店はこれを支払わなければなりません。
4. 当社は、代理店が支払うべき戻入金または違約金等を、当該代理店に対して支払うべき報酬から相殺することができます。
5. 当社が被った損害が第三者からのクレーム、請求、訴訟等に起因する場合、当社は、当該対応に要した合理的な費用および解決金を含め、代理店に対してその全額を請求することができます。
6. 損害賠償および違約金の金額、算定方法、支払期限等の詳細は、規約別紙に定めるものとします。

## 第4章 秘密保持

### 第17条 (秘密保持義務および目的外使用の禁止)

1. JTBC 代理店は、本規約および関連契約等の履行に関連して知り得た当社または顧客の業務上の秘密（以下「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示または漏えいしてはならず、また本規約に基づく代理店契約の履行目的以外に使用してはならないものとします。
2. 秘密情報には、顧客の個人情報が含まれるものとし、当該個人情報の取扱いについては、第4章（秘密保持）の定めに加え、第5章（個人情報の保護）の定めが併せて適用されるものとします。なお、第5章に基づき JTBC 代理店は顧客の個人情報を独自に取得しまたは保有してはならないため、本項における個人情報に関する秘密保持義務は、主として当社指定システムにおいて閲覧しまたは業務遂行上やむを得ず知り得た個人情報について適用されるものとします。
3. 前二項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとします。
  - (1) 開示時点で既に公知であった情報
  - (2) 開示後、代理店の責に帰さない事由により公知となった情報
  - (3) 開示前に代理店が適法に保有していた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (5) 開示された秘密情報を用いることなく独自に開発した情報ただし、当該情報に個人情報が含まれる場合には、本項の定めにかかわらず、第5章（個人情報の保護）の定めが適用されるものとします。
4. JTBC 代理店は、秘密情報について、本規約および関連契約等の履行に必要な範囲を超えて、複製、転記、持ち出し、保存、送信その他これに類する行為を行ってはなりません。
5. JTBC 代理店は、その役員、従業員、関係会社、再委託先その他代理店の管理下にある者（以下総称して「関係者」といいます。）に対しても、前各項と同等の秘密保持義務を課し、その遵守を監督するものとします。関係者による違反行為は、代理店自身の違反とみなします。
6. 前各項に違反した場合、当社は、第19条（秘密保持義務違反への措置）および第16条（損害賠償）の定めに従い、必要な措置を講じることができるものとします。

#### 第18条 （秘密情報の管理および廃棄）

1. JTBC 代理店は、秘密情報について、盗難、紛失、漏えい、不正アクセスその他の事故が発生しないよう、善良な管理者の注意をもって厳重に管理しなければなりません。当社指定システムを通じてアクセスする秘密情報の管理については、第 5 章（個人情報の保護）の定めおよび当社が別途定めるガイドラインに従うものとします。
2. 当社は、秘密情報の管理状況について、報告、資料提出、立入確認その他必要な調査を求めることができ、代理店はこれに誠実に協力するものとします。
3. JTBC 代理店は、秘密情報を含む資料またはデータを返却または廃棄する場合、当社の指示または当社が別途定めるガイドラインに従い、適切な方法でこれを行わなければなりません。
4. 当社が求める場合、JTBC 代理店は、秘密情報の返却または廃棄が完了したことを証する資料（廃棄証明、削除ログ、作業記録その他これに類する証拠）を提出しなければなりません。

#### 第19条 （秘密保持義務違反への措置）

1. JTBC 代理店が本章の規定に違反した場合、当社は、当該代理店に対し、アカウント停止、資格の停止・取消、報酬の支払停止、契約解除その他必要な措置を講じることができます。
2. 当社は、秘密保持義務違反により当社または第三者が被った損害について、第 16 条（損害賠償）の定めに従い、当該代理店に対し賠償を請求することができます。
3. 秘密保持義務違反が重大または悪質である場合、当社は、民事上および刑事上の責任追及を含む法的措置を講じることができます。

#### 第20条 （契約終了後の義務）

1. JTBC 代理店は、契約終了後も、秘密保持義務を契約終了日から 5 年間継続して負うものとします。
2. 契約終了時に代理店が秘密情報を保有している場合、当社の指示に従い、速やかに返却または廃棄を行い、その結果を当社に報告しなければなりません。顧客の個人情報については、第 21 条（個人情報の取扱い）第 2 項に基づき、代理店は保有していないことが前提であり、万一保有が判明した場合は、第 7 条（解約および登録抹消）第 4 項の定めに従い、直ちに復元不能な方法で消去・廃棄し、その結果を当社に報告するとともに、第 26 条（事故発生時の報告義務）に基づく事故報告を行うものとします。
3. 前項の返却または廃棄の対象には、一切の秘密情報が含まれるものとします。なお、顧客の個人情報については、第 5 章（個人情報の保護）の定めが引き続き適用されるものとし、代理店は契約終了時において個人情報を保有していないことを第 7 条（解約および登録抹消）第 4 項に基づき確認するものとします。
4. 当社は、契約終了後であっても、秘密情報の取扱いに関し必要と認める場合、代理店に対して調査または報告を求めることができ、代理店はこれに誠実に協力するものとします。

### 第5章 個人情報の保護

#### 第21条 （個人情報の取扱い）

1. 本サービスの申込に際して必要となる顧客の個人情報は、顧客本人が当社指定システムに直接入力する方法により、当社が取得するものとします。JTBC 代理店は、顧客に代わって申込情報を入力し、または申込手続を代行してはなりません。
2. JTBC 代理店は、顧客の個人情報を、自ら取得し、記録し、蓄積し、または保有してはなりません。いかなる方法（口頭での聴取、書面への記入、電子的な記録、撮影、録音等を含みますが、これらに限られません。）によるかを問わず、代理店が顧客の個人情報を自己の管理下に置いてはなりません。
3. 前項にかかわらず、JTBC 代理店が商品の案内、顧客からの問合せ対応その他の業務遂行上やむを得ず顧客の個人情報を知り得た場合であっても、JTBC 代理店は当該情報を記録し、保存し、または第三者に伝達してはならず、業務完了後は目的外に利用しないものとします。誤って記録した場合は、直ちに復元不能な方法で消去・廃棄しなければなりません。
4. JTBC 代理店は、業務上取り扱う個人情報（当社指定システムにおいて閲覧する情報を含みます。）について、個人情報の保護に関する法律、電気通信事業法および関係法令ならびに総務省が定めるガイドラインを遵守するものとします。
5. JTBC 代理店は、顧客の個人情報を、自己の他業務、他社の事業活動、マーケティング、名簿の作成その他本規約に定める業務以外の目的に利用してはなりません。
6. JTBC 代理店は、当社の事前の書面による承諾なく、業務上知り得た顧客の個人情報を第三者（当社を除きます。）に提供し、または開示してはなりません。ただし、法令に基づき開示を求められた場合はこの限りではありません。

#### 第22条 (代理申込の禁止)

1. JTBC 代理店は、顧客に代わって、本サービスの申込手続を行ってはなりません。申込に必要な情報の入力、本人確認手続への応答、契約内容の確認・同意操作その他申込に関する一切の行為は、顧客本人が自ら行うものとします。
2. JTBC 代理店は、顧客の氏名、連絡先、口座情報、本人確認情報その他の申込情報を顧客から聴取し、顧客に代わって当社指定システムに入力する行為を行ってはなりません。
3. JTBC 代理店は、顧客の ID、パスワード、認証情報その他の資格情報を取得し、使用し、または保有してはなりません。
4. JTBC 代理店は、顧客が申込手続を行う際に、操作方法の案内や説明を行うことができます。ただし、顧客の端末を直接操作し、または顧客の入力画面を撮影し、もしくは記録してはなりません。
5. 当社が、代理申込またはそのおそれがあると合理的に判断した場合、当該申込に係る契約は無効または取消しの対象となり得るものとし、当社は当該代理店に対し、第 6 条（資格の停止および取消）に基づく資格停止もしくは取消、第 14 条（戻入および返還）および第 15 条（戻入基準および算定方法）に基づく報酬の戻入、第 16 条（損害賠償）に基づく損害賠償請求その他必要な措置を講じることができます。

#### 第23条 (当社指定システムにおける個人情報の閲覧)

1. 当社は、JTBC 代理店に対し、当社指定システムを通じて、当該代理店の業務に関連する顧客情報を閲覧する権限を付与することがあります。
2. 当社指定システムに格納された個人情報は、当社が管理する当社の情報であり、JTBC 代理店に帰属するものではありません。閲覧権限の付与は、当該情報の JTBC 代理店への提供または移転を意味するものではありません。
3. JTBC 代理店は、当社指定システムにおいて閲覧可能な個人情報を、以下の目的の範囲内でのみ閲覧するものとし、これを超えた閲覧を行ってはなりません。
  - (1) 顧客への本サービスに関する案内、サポート、問合せ対応
  - (2) 契約状況の確認および当社への報告
  - (3) その他当社が書面により認めた業務
4. JTBC 代理店は、当社指定システムにおいて閲覧可能な個人情報について、以下の行為を行ってはなりません。
  - (1) スクリーンショット、画面録画、画面撮影その他の方法による画面の記録
  - (2) 手書き、タイピング、音声録音その他の方法による情報の書き写し、転記または複製
  - (3) 当社指定システムで閲覧した情報を自己の端末、記録媒体、メール、メッセージアプリ、クラウドサービスその他いかなる手段においても記録し、保存し、または送信する行為
  - (4) 当社指定システムで閲覧した情報を、第三者（下位代理店、関係者を含みます。）に共有し、伝達し、または閲覧させる行為（ただし、記録・撮影等を伴わない方法で、顧客本人からの求めに応じ、説明のために当該画面を提示する等、必要最小限の範囲で行う場合を除く。）
5. 当社は、当社指定システムにおける代理店のアクセスログ（閲覧日時、閲覧対象、操作内容等）を記録し、必要に応じてこれを確認・監査することができます。JTBC 代理店は、不自然なアクセスパターン（大量閲覧、業務時間外の閲覧、担当外顧客の閲覧等）について、当社から説明を求められた場合、速やかにこれに応じなければなりません。
6. 当社は、本条の違反またはそのおそれがあると判断した場合、情報セキュリティ上の緊急の必要がある場合、代理店資格の停止・取消が行われた場合その他当社が必要と認めた場合、事前の通知なく当社指定システムへのアクセス権限を一時停止または取り消すことができます。
7. JTBC 代理店は、契約終了時において当社指定システムへのアクセス権限が失効することを確認し、契約終了前に当社指定システムから個人情報を持ち出し、記録し、または保存する行為を行ってはなりません。

#### 第24条 (安全管理措置)

1. JTBC 代理店は、当社指定システムへのアクセスに使用する端末および環境について、以下の安全管理措置を講じなければなりません。
  - (1) パスワードまたは生体認証による端末ロックの設定
  - (2) 一定時間操作がない場合の自動画面ロック
  - (3) 当社指定システムへのログイン情報の厳格な管理および第三者への開示禁止
  - (4) 端末の紛失・盗難時の速やかな当社への報告
  - (5) 公衆無線 LAN その他セキュリティが確保されていない通信環境での当社指定システムへのアクセス禁止
  - (6) その他当社が別途定める端末管理基準の遵守

2. 当社は、代理店に対し、当社指定システムの利用状況および端末の管理状況について、報告、資料提出、立入調査を求めることができ、代理店はこれに誠実に協力するものとします。
3. JTBC 代理店は、当社が提供または指定する管理システムを利用する場合、当社が別途定める取扱基準・運用手順・アクセス権管理ルールに従うものとします。
4. 安全管理措置の具体的な方法、点検頻度および報告手続の詳細は、当社の定めるガイドラインに従うものとします。

#### 第25条 (再委託および従業員の管理)

1. JTBC 代理店は、当社の事前の書面による承認なく、当社指定システムへのアクセスを伴う業務その他個人情報に接する可能性のある業務を第三者に再委託してはなりません。
2. 当社の承認を得て再委託を行う場合、代理店は、再委託先に対し、個人情報の独自取得の禁止、代理申込の禁止、当社指定システムからの情報持ち出しの禁止その他本章に定める義務と同等以上の義務を課し、その履行状況を定期的に監督するものとします。
3. JTBC 代理店は、自社の役員・従業員・派遣社員・関係者に対して、個人情報の独自取得の禁止（第 21 条（個人情報の取扱い）第 2 項）、代理申込の禁止（第 22 条（代理申込の禁止））および当社指定システムからの情報の持ち出しの禁止（第 23 条（当社指定システムにおける個人情報の閲覧）第 4 項）を含む個人情報保護に関する教育および周知徹底を行い、漏えいや不正利用が生じないよう監督しなければなりません。
4. 当社は、代理店の従業員または再委託先による個人情報の漏えい、不正利用、独自取得、代理申込、当社指定システムからの情報持ち出しその他本章に定める義務の違反が疑われる場合、即時の調査・報告・是正を求めることができ、代理店はこれに従うものとします。
5. JTBC 代理店は、本規約に基づく業務の遂行にあたり、当社指定システム以外の外部サービス（クラウドストレージ、業務支援ツール、フォーム、チャット、メール配信サービス等を含みますが、これらに限られません。）を利用する場合は、当社が書面により明示的に例外を認めた場合を除き、代理店は外部サービスにおいて個人情報を取り扱ってはなりません。なお、本項は代理店が当該外部サービスにおいて個人情報を取り扱うことを許容する趣旨ではなく、第 21 条（個人情報の取扱い）第 2 項に定める個人情報の独自取得・保有の禁止は、外部サービスの利用の有無にかかわらず適用されます。

#### 第26条 (事故発生時の報告義務)

1. JTBC 代理店は、個人情報の漏えい、紛失、不正アクセスその他の事故が発生し、またはそのおそれがある場合、第 21 条（個人情報の取扱い）第 2 項に違反して個人情報を取得し、記録し、もしくは保有していることが判明した場合、または第 22 条（代理申込の禁止）に違反して代理申込が行われた場合、24 時間以内に当社に報告し、当社の指示に従って原因の調査および再発防止策を講じなければなりません。
2. JTBC 代理店は、事故発生時における報告内容として、少なくとも以下の事項を当社に提出するものとします。
  - (1) 事故発生日時および概要
  - (2) 被害件数または影響を受けた情報件数
  - (3) 原因および現状の把握内容
  - (4) 暫定対応および恒久対応の計画
3. 当該事故により当社または第三者に損害が生じた場合、代理店は第 16 条（損害賠償）に基づき、その損害を賠償する責任を負うものとします。
4. 前各項の報告は、まず事故の発生またはそのおそれを認知した時点で直ちに（可能な限り速やかに）概況を初報し、その後、判明事項を追加報告する方法により行うものとします。
5. 当社が求める場合、JTBC 代理店は、事故対応に関する記録（対応履歴、アクセスログ、削除・廃棄の証跡、関係者への周知記録等）を提出しなければなりません。

### 第6章 コンプライアンスおよび反社会的勢力排除

#### 第27条 (コンプライアンスの遵守)

1. JTBC 代理店は、当社との取引およびビジネス活動において、法令、行政指導、社会的規範および当社の各種規定を遵守し、誠実かつ公正に行動しなければなりません。
2. JTBC 代理店は、以下の法令を含む、当社が指定する関連法令を遵守するものとします。
  - (1) 電気通信事業法
  - (2) 携帯電話不正利用防止法
  - (3) 個人情報の保護に関する法律

- (4) 消費者契約法および特定商取引に関する法律
- (5) その他、当社が別途指定する関連法令および業界基準
- 3. JTBC 代理店は、当社が定めるコンプライアンス方針・倫理行動規範・通報窓口（以下「コンプライアンス制度」といいます。）を理解し、これを遵守するものとします。
- 4. JTBC 代理店は、自社の役員、従業員、関係会社および再委託先等にも、前各項に掲げる法令および規範の遵守を徹底させる責任を負います。
- 5. 当社は、代理店の法令遵守体制について必要に応じて調査または報告を求めることができ、代理店はこれに誠実に協力しなければなりません。
- 6. JTBC 代理店は、代理店業務に関連して知り得た個人または法人に対し、当社の事前の書面による承諾なく、当社と無関係の商品・サービス等の誘引、勧誘、募集、講習・セミナーの開催・案内その他これらに類する行為を行ってはならないものとします。当社指定システムにおいて閲覧した顧客情報を上記の行為に利用した場合、本項の違反に加え、目的外利用の禁止（第 21 条（個人情報の取扱い）第 5 項）および閲覧目的の制限（第 23 条（当社指定システムにおける個人情報の閲覧）第 3 項）の違反に該当するものとします。ただし、当社が別途指定または承認する提携先企業（以下「提携他社」といいます。）に関する案内その他当社が認めた行為については、この限りではありません。
- 7. 当社は、JTBC 代理店の行為が本条その他本規約に違反した場合、または違反の疑いがあると合理的に認めた場合、再発防止、被害拡大の防止、当社の業務適正化、提携先との契約上の義務履行その他正当な目的のために必要かつ相当な範囲で、提携他社その他の関係事業者に対し当該事実または疑いに関する情報を通知・提供することができるとします。この場合における個人情報の取扱いは、関係法令および当社のプライバシーポリシーに従い、目的達成に必要な最小限の範囲で行うものとします。

#### 第28条 （SNS・ウェブ媒体活用時の遵守事項）

- 1. JTBC 代理店は、SNS またはウェブ媒体（Instagram、YouTube、TikTok、自社サイト、ブログ等を含みますがこれらに限られません。以下「SNS 等」といいます。）を用いて、本規約に定めるビジネス活動（第 2 条（定義）第 5 号）に関連する募集、紹介、宣伝その他の発信を行う場合には、本規約のほか、当社が別途定める「SNS・WEB 媒体活用に関する運用ガイドライン（<https://www.jtbc.info/pdf/guidelinesforonlinerecruitmentviasns.pdf>）」およびこれに付随するマニュアル、通知等（以下総称して「SNS 運用ルール等」といいます。）を遵守しなければなりません。
- 2. SNS 運用ルール等は、第 39 条（雑則）第 3 項に定めるガイドライン等に含まれるものとして、本規約の一部を構成し、本規約と一体として適用されるものとします。
- 3. JTBC 代理店が SNS 運用ルール等に違反した場合、当社は第 6 条（資格の停止および取消）に基づく資格停止または取消し、第 14 条（戻入および返還）および第 15 条（戻入基準および算定方法）に基づく報酬その他の支払の留保、戻入（返還）もしくは相殺、第 16 条（損害賠償）に基づく損害賠償請求等その他必要な措置を講じることができます。
- 4. 当社は、社会情勢、法令の改正またはブランド保護の観点から、SNS 運用ルール等の内容を随時変更することができます。変更後の SNS 運用ルール等は、第 34 条（通知および連絡）に定める方法により通知された時点で適用されるものとし、JTBC 代理店は最新の SNS 運用ルール等を遵守する義務を負うものとします。

#### 第29条 （禁止行為）

- 1. JTBC 代理店は、当社の事業運営およびブランド価値を毀損する行為、または代理店制度の信頼性を損なう行為を行ってはなりません。
- 2. 前項に定めるもののほか、JTBC 代理店は次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社の事前の書面による承諾なく、当社名義、商標、ロゴ、またはこれに類する表示を用いる行為
  - (2) 当社の許可なく、当社または当社提携先と無関係な商品、サービス、事業または団体に関する勧誘、販売、誘引または講習等を、代理店活動と称して行う行為
  - (3) 虚偽、誤認を招く表示、誇大な説明または不当な利益供与により顧客または他代理店を勧誘する行為
  - (4) 他代理店の紹介権限または紹介実績を不正に利用、譲渡または流用する行為
  - (5) 当社の承認なく、第三者に代理店資格を譲渡し、再委託し、または名義貸しを行う行為
  - (6) 当社または他代理店の信用を損なう行為、誹謗中傷、虚偽の情報発信または誤解を招く発言を行う行為
  - (7) 当社の指示またはガイドラインに反する方法で商品説明、営業活動または代理店募集を行う行為
  - (8) 代理店は、他の代理店または第三者に対し、EWA ウォレットのアカウント作成、管理、ログイン補助その他これに類する行為を依頼し、許容し、または代行させてはならず、また他者の名義を用いたアカウント作成・管理・操作を行ってはなりません。

- (9) 顧客に代わり、本サービスの申込情報を入力し、または申込手続を代行する行為（代理申込）
- (10) 顧客の ID、パスワード、認証情報その他の資格情報を取得し、使用し、または保有する行為
- (11) いかなる方法によるかを問わず、顧客の個人情報から自ら取得し、記録し、蓄積し、または保有する行為
- (12) 当社指定システムにおいて閲覧可能な個人情報を、スクリーンショット、書き写し、エクスポートその他の方法により外部に持ち出す行為
- (13) 代理店紹介、募集説明会、登録会その他これに類する場において、当社の事前の書面による承認なく、参加費、資料代、教材費、保証金、入会金その他名目のいかんを問わない金銭的負担を参加者または登録希望者に求める行為  
（当該行為に起因して当該代理店が特定商取引に関する法律その他関連法令上の連鎖販売取引またはこれに類する規制の適用を受けた場合、これにより生じた一切の責任は当該代理店が単独で負うものとし、ます。）
- (14) その他、当社が不適当と判断する行為

これらの行為が行われた場合、依頼した側および依頼を受けた側の双方を本規約違反とみなします。

これに起因して発生した不正出金その他の損害について、当社は一切責任を負いません。

- 3. 当社は、前各項の規定に違反し、または違反のおそれがあると判断した場合、警告、活動停止、報酬支払の停止、降格、契約解除または損害賠償請求その他必要な措置を講じることができます。

#### 第30条 （コンプライアンス違反の報告義務）

- 1. JTBC 代理店は、自己または他の代理店の行為が法令違反、社会的倫理に反する行為、または当社規定に違反する行為に該当するおそれがあると知った場合、速やかに当社に報告しなければなりません。
- 2. 当社は、前項の報告を受けた場合、事実確認のために調査を行うことができ、JTBC 代理店はこれに誠実に協力するものとします。
- 3. 当社は、調査の結果、違反行為が認められた場合、業務改善命令、資格停止、契約解除または損害賠償請求等の措置を講じることができます。
- 4. 当社は、コンプライアンスに関する通報または報告を行った者に対し、不利益な取扱いを行わないものとします。
- 5. 当社は、必要に応じて通報内容を匿名化し、個人が特定されない範囲で関係部署または関係機関に情報提供を行うことができます。

#### 第31条 （反社会的勢力の排除）

- 1. JTBC 代理店は、自らまたはその役員・従業員・関係会社等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを保証します。
- 2. JTBC 代理店は、反社会的勢力に対し、資金提供、便宜供与、情報提供またはその他いかなる協力・関与行為も行わないものとします。
- 3. JTBC 代理店が反社会的勢力に該当し、またはこれに関与していると当社が合理的に判断した場合、当社は何らの催告を要せず直ちに契約を解除することができるものとします。
- 4. 前項の契約解除により代理店が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わず、代理店はこれに異議を述べることはできません。
- 5. 当該行為により当社に損害が生じた場合、代理店はその一切の損害を賠償しなければなりません。

#### 第32条 （調査および是正措置）

- 1. 当社は、JTBC 代理店においてコンプライアンス違反、または反社会的勢力との関与の疑いがあると判断した場合、報告の要求、資料の提出、面談、立入確認等の調査を行うことができ、代理店はこれに誠実に協力するものとします。
- 2. 当社は、調査の結果、違反の事実を確認した場合、業務改善命令、資格停止、契約解除または損害賠償請求等の措置を講じることができます。
- 3. 当社が求めた是正措置に代理店が従わない場合、当社は当該代理店に対して、将来的な再登録または再契約を拒否することができるものとします。

#### 第33条 （倫理教育および管理体制）

1. JTBC 代理店は、法令遵守および反社会的勢力排除に関する教育・研修を年 1 回以上実施し、その内容および実施記録を保存しなければなりません。
2. JTBC 代理店は、内部にコンプライアンス管理責任者を選任し、当社が求める場合、その氏名および連絡先を報告するものとします。
3. 当社は、代理店の教育実施状況、内部管理体制および通報対応体制について、定期的な確認または資料提出の要請を行うことができ、代理店はこれに誠実に協力しなければなりません。
4. 当社は、代理店のコンプライアンス教育や反社排除体制が不十分であると判断した場合、必要に応じて改善指導または研修受講命令を行うことができます。

## 第7章 雑則・通知・カスタマーハラスメント対応

### 第34条 （通知および連絡）

1. 当社から JTBC 代理店への通知は、電子メールの送信、当社ウェブサイトへの掲載、または代理店マイページ内での掲示その他当社が適切と判断する電子的方法により行うものとします。
2. 電子メールによる通知は送信完了時点で、当社ウェブサイトまたは代理店マイページによる通知は、当該情報が掲載された時点で到達したものとみなします。なお、到達日から 7 日以内に異議申立てがない場合、当該通知内容に同意したものとみなします。
3. JTBC 代理店が当社からの通知を確認しなかったことにより不利益を被った場合でも、当社はその責任を負わないものとします。
4. JTBC 代理店から当社への連絡、申出または報告は、当社が指定する窓口、電子フォームまたはシステム上の指定機能を通じて行うものとします。
5. JTBC 代理店は、当社からの通知を確実に受領するため、登録メールアドレスその他の連絡先情報を常に最新の状態に保つ義務を負うものとします。代理店が連絡先情報の未更新・誤入力その他の事由により当社からの通知を受領できなかった場合であっても、当該通知は有効に到達したものとみなされ、当社は一切の責任を負いません。

### 第35条 （規約の変更）

1. 当社は、法令の改正、業務上の必要、またはサービス内容の変更に応じて、本規約を改定することがあります。
2. 改定後の規約内容は、当社ウェブサイトへの掲載または電子メール等により通知し、その効力は当社が定める適用日から生じるものとします。
3. JTBC 代理店が当該適用日以降にビジネス活動を継続した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。
4. 当社は、重要な改定を行う場合には、事前に合理的な期間をもって通知するものとします。
5. 当社は、本規約の改定により代理店報酬の支払方法を EWA ウォレット方式へ変更する場合、当該変更内容について事前に通知します。JTBC 代理店は、当該通知後にビジネス活動を継続することにより、変更内容に同意したものとみなします。

### 第36条 （責任の制限）

1. 当社は、天災地変、戦争、暴動、感染症拡大、通信回線障害、停電、システム障害、法令の改廃、行政指導その他当社の合理的支配の及ばない事由（以下「不可抗力」といいます。）により生じた損害について、一切の責任を負いません。
2. 当社が JTBC 代理店に対して負う損害賠償責任は、当該損害の原因となった事象が発生した月において当社が当該代理店に支払った報酬額を上限とします。
3. 当社は、逸失利益、特別損害、間接損害、データ消失、精神的損害その他通常予見し得ない損害について、一切の責任を負わないものとします。
4. 前各項の規定は、当社に故意または重過失がある場合には適用されません。

### 第37条 （準拠法および合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して当社と JTBC 代理店との間で紛争が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第38条 （カスタマーハラスメントへの対応）

1. JTBC 代理店は、当社の役員、従業員、サポートデスクおよびコールセンター担当者に対して、カスタマーハラスメント行為を行ってはならないものとします。
2. カスタマーハラスメントとは、クレームや要求の内容が社会通念上不当である場合、または正当な要求であってもその手段・態様が著しく不相当である行為をいいます。
3. 次の各号に該当する行為を禁止します。
  - (1) 暴言、威嚇、脅迫、暴力的行為または差別的言動
  - (2) 過剰な謝罪、金銭または物品提供、土下座等の要求
  - (3) 業務を妨げる長時間・反復的な要求または連絡
  - (4) SNS、掲示板等における誹謗中傷や個人情報の拡散行為
  - (5) 性的、侮辱的、攻撃的その他社会通念上不相当な言動
4. 当社は、前項に該当する行為を確認した場合、電話・メール等による対応を停止し、必要に応じて契約の解除または資格の取消しを行うことができます。
5. 当社が必要と判断し講じた措置について、JTBC 代理店は誠実にこれに従うものとします。

#### 第39条 (雑則)

1. 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社および代理店は誠実に協議のうえ、円満な解決を図るものとします。
2. 本規約は、当社と JTBC 代理店との間における代理店契約関係に関する基本規約であり、特段の規定のない限り個別契約その他の合意に優先して適用されます。
3. 規約別紙、ガイドライン、マニュアル等は本規約の一部を構成するものとし、本規約と一体として適用されます。

#### 附則 (経過措置)

本改定の施行日において既に登録済みの代理店については、第 7 条（解約および登録抹消）第 8 項第 2 号の起算日は、同号に定める日と本改定の施行日のいずれか遅い日とする。

#### JTBC 代理店規約[一次代理店別紙]

#### 第1章 総則および登録条件

##### 第1条 (目的および適用範囲)

1. 本別紙は、日本電気通信事業株式会社（以下「当社」といいます。）が定める「JTBC 代理店規約」（以下「規約」といいます。）に基づき、一次代理店に適用される通信サービス販売の委託業務、登録条件、区分変更および手数料（報酬）に関する詳細条件を定めるものとします。
2. 本別紙の改定版が通知またはマイページ上で公示された場合は、改定後の内容が直近の効力を有するものとします。
3. 規約と本別紙の定めが異なる場合は、本別紙を優先し、未定義事項は規約の定めに従うものとします。ただし、個人情報の取扱いに関しては、規約第 5 章（個人情報の保護）およびこれに関連する規約の定めが優先して適用されるものとします。

##### 第2条 (登録資格)

1. 一次代理店に登録できる者は、法人とします。
2. ただし、当社が特に必要と認めた場合は、個人事業主その他これに準ずる者であっても登録を承認することができるものとします。
3. 登録申請は、当社が指定するオンライン申込窓口（専用フォーム）からのみ行うものとし、これ以外の申込手段は一切受け付けません。
4. 当社による審査の結果として登録申請を承認し、かつ初回月額費用の支払いが完了した時点で、一次代理店登録の効力が発生します。
5. 法人として登録する場合は、登記事項証明書（登記簿謄本）の提出が必要です。提出が確認できない場合、または申請者が個人事業主その他の個人名義である場合、当該一次代理店には代理店の紹介権限は付与しません（当社が別途書面で明示的に承認した場合を除きます）。
6. 当社は、登録申請者の事業実態、信用状況、活動履歴、コンプライアンス遵守状況等を総合的に審査し、その結

果に基づいて承認または不承認を決定します。

7. 個人名義により一次代理店として登録された者（新規登録および二次代理店からの昇格を含みます。以下「個人名義一次代理店」といいます。）については、当社が別途書面により明示的に承認した場合を除き、二次代理店又は三次代理店を新たに紹介し、下位代理店として登録させる権限は付与しません。
8. 二次代理店が個人名義のまま一次代理店へ昇格した場合、昇格前に当該二次代理店の紹介によりすでに登録されている二次代理店および三次代理店（以下「既存傘下代理店」といいます。）は、昇格後も当該一次代理店の傘下として取り扱われるものとしますが、個人名義一次代理店は、既存傘下代理店以外の新たな下位代理店を紹介することはできません。
9. 個人名義一次代理店が、当社所定の手続により法人名義へ変更し、当社の審査および承認を受けた場合には、当社は当該一次代理店に対し、前二項の定めにかかわらず、下位代理店の紹介権限および募集・管理権限を付与することができるものとします。

### 第3条（登録維持および費用）

1. 一次代理店は、登録および資格維持に関する費用として、月額 14,300 円（税込）を負担するものとします。
2. 月額費用は月単位で発生するものとし、登録日、解約日、区分変更日、資格停止日その他いかなる事由により月の途中で一次代理店資格が開始または終了した場合であっても、日割計算は行いません。
3. 月額費用は、毎月 10 日（当日が土日祝の場合は翌営業日）に、登録されたクレジットカード決済により自動的に支払われます。
4. 月額費用の支払いが滞納した場合、報酬の算定および代理店区分の適用については、本別紙第 4 条（区分変更および契約終了時の取扱い）の定めに従うものとします。
5. 支払われた月額費用は、原則として返還しません。
6. 前項にかかわらず、当社の故意または過失により過誤請求が生じた場合その他当社が合理的に返還が相当と判断した場合には、当社は、一次代理店の希望を確認のうえ、次のいずれかの方法により処理します。
  - (1) 翌月以降の月額費用への充当
  - (2) クレジットカード決済の取消
7. 前項の場合において、翌月以降の月額費用への充当ができない場合、またはクレジットカード決済の取消が技術的若しくは決済会社の規定上できない場合には、当社は銀行振込による返金を行うものとします。
8. 前二項に基づく具体的な処理方法については、実務上合理的な範囲において当社が最終的に決定します。

### 第4条（区分変更および契約終了時の取扱い）

1. 一次代理店は、当社所定の手続により、代理店区分の変更（下位代理店区分への変更を含みます。）または代理店契約の終了を申し出ることができます。
2. 前項の申出は、当社が指定する解約手続フォームその他当社所定の方法により行うものとし、当該方法以外による申出は受け付けません。
3. 一次代理店が代理店契約の終了を申し出た場合において、当該代理店が希望するときは、当社は、当該一次代理店を下位代理店区分へ変更することにより、代理店契約を継続させることができます。
4. 前項に基づく区分変更後の代理店区分は、S コースを除く累計開通実績その他当社が合理的に考慮する要素に基づき、次のいずれかとします。
  - (1) 二次代理店：累計開通実績が 5 回線以上の場合
  - (2) 三次代理店：累計開通実績が 5 回線未満の場合
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、一次代理店を自動的にまたは強制的に下位代理店区分へ変更することができます。
  - (1) 月額費用の支払いが 2 か月連続で未納となった場合
  - (2) 不正契約、報酬の不正受領その他当社が不適当と判断する行為が認められた場合
  - (3) 当社が必要と判断するその他の特別な事由がある場合
6. 前項の場合における変更後の代理店区分は、第 4 項の基準に従い決定します。
7. 区分変更の判定は、当社システムの自動判定または当社の裁量により最終的に決定し、当社の承認または決定がなされた時点で効力を生じます。
8. 一次代理店が自ら申し出により区分変更を行った場合において、再び一次代理店としての登録を希望するときは、変更後に適用される規約別紙の定めに従い、当社所定の手続を行うものとします。
9. 前項にかかわらず、当社による強制的な区分変更（第 5 項各号に定める事由によるもの）が行われた場合、当該一次代理店は原則として一次代理店への再登録を行うことができません。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合はこの限りではありません。

#### 第5条（権利および活動範囲）

1. 一次代理店は、当社が提供する通信サービスおよび関連商品（以下「対象商品」といいます。）の販売、紹介、取次ならびに代理店（一次・三次代理店）の募集を行う権利を有します。
2. 一次代理店は、当社が指定する販売支援システムおよび代理店管理体制に基づき、以下の業務を遂行するものとします。
  - (1) 対象商品の新規申込、MNP 転入、プラン変更等の契約取次業務
  - (2) 顧客に対する商品説明および契約申込に必要な範囲での利用案内
  - (3) 代理店（一次・三次代理店）の募集
  - (4) 当社の承認に基づく提携商品（JTBC 安心パック、SoftBank 光、SoftBank Air、BIGLOBE 光、docomo 光、AORINO、プリペイドモバイル等）の販売または紹介業務
  - (5) 当社が別途指定するキャンペーン、販売促進活動または周知広報活動への協力
3. 一次代理店は、当社の販売ガイドライン、コンプライアンス基準および各種マニュアルに従い、誠実かつ適正に活動を行うものとします。
4. 当社は、一次代理店の活動内容について随時確認を行うことができ、一次代理店は当社の要請に応じて資料の提出、報告および説明を行う義務を負います。
5. 本条に定める権利および義務は、当社が認める範囲においてのみ有効であり、当社の書面による承認なく第三者に譲渡、再委託または共有することはできません。
6. JTBC Biz コース以外を対象コースについては、個人名義での契約取次を行うことができます。ただし、同一個人名義で契約できる回線数は 5 回線を上限とします。
7. 本人または同一世帯の家族による利用が客観的に確認できる場合に限り、当社の裁量により前項の上限を超える契約を認めることがあります。この場合、当社は必要に応じて使用実態の確認、本人確認書類の提出その他追加確認を求めることがあります。
8. JTBC Biz コースについては、法人名義での契約に限り、回線数の上限は設けないものとします。
9. 本項に違反した契約または不正の疑いがある契約について、当社は契約の取消、報酬支払の停止、戻入その他必要な措置を講じることができます。

#### 第6条（禁止行為）

1. 一次代理店は、当社または他の代理店の顧客、登録代理店、関係者に対し、当社の承諾なく、当社と無関係の事業、商品、サービス、団体、セミナー、講習会その他の活動への勧誘、紹介、誘引、販売またはこれに類する行為を行ってはなりません。
2. 前項の規定は、当社が明示的に承認した提携事業、共同販売促進活動または公認研修プログラム等において行われる正当な案内その他当社が認める活動を妨げるものではありません。
3. 一次代理店は、当社が提供または管理する媒体（代理店専用サイト、マイページ、SNS グループ、説明会、セミナー、その他当社が指定する場を含む。）を利用して、前二項に違反する情報の発信、宣伝、募集またはリクルート活動を行ってはなりません。
4. 当社は、一次代理店が前各項のいずれかに違反した場合、警告、報酬支払の停止、降格、登録取消、又は契約解除その他必要な措置を講じることができるものとします。
5. 当社は、前項に基づく措置を講ずるにあたり、またはその後において、当社の提携他社、関係会社、又は関係機関に対し、当該一次代理店の違反事実またはその疑義を通知することができるものとします。

### 第2章 報酬条件

#### 第7条（報酬の支払い方法および支払条件）

1. 当社が一次代理店に支払う報酬（ショット型報酬・ストック型報酬・差額報酬・紹介報酬その他名称を問わない。以下同じ。）は、すべて EWA ウォレットサービスにおけるウォレット残高として反映する方法により支払われ、そのウォレット残高への反映をもって当社の支払義務は履行されたものとします。
2. ショット型報酬は、報酬発生日から当社所定の処理スケジュールに基づき順次ウォレットへ反映されます。その他の報酬は月末締めとし、翌月末日までにウォレットへ反映されます。
3. 報酬の確定後、戻入事由が発生した場合、当社はウォレット残高から当該戻入額を控除し、または未払報酬により相殺することができます。
4. ウォレット残高がマイナスとなった場合、一次代理店は当社が指定する期限までに不足額を支払うものとします。
5. 出金その他の処理は EWA ウォレット利用規約に従うものとします。

第8条（戻入および返還）

1. 当社は、一次代理店の業務において、次の各号のいずれかに該当する場合、当該報酬の全部または一部を返還（以下「戻入」といいます。）の対象とすることができるものとします。
  - (1) 不正、虚偽、重複申込その他の行為により、当該契約が実体を有しないと当社が判断した場合。
  - (2) 顧客からのクーリングオフ、契約取消、料金返金その他の理由により、当社が顧客に対して返金を行った場合。
  - (3) 規約第 14 条および第 15 条その他当社が別途定める基準に該当する場合。
2. 戻入の対象金額、対象期間および算定方法は、本別紙に定める報酬条件ならびに規約第 14 条および第 15 条の定めに従うものとします。
3. 当社は、戻入対象となる疑義があると判断した場合、当該報酬の支払を一時的に保留することができるものとします。
4. 当社は、一次代理店の行為または販売手続の適正性を確認するため、随時調査を行うことができ、一次代理店は当社の求めに応じて資料の提出および説明を誠実に行うものとします。
5. 当社は、戻入が発生した場合、次の各号により精算を行うものとします。
  - (1) 当社は、代理店が当社に対して有する未払報酬から、戻入相当額を相殺することができるものとします。
  - (2) 相殺により充当できない場合、当社は代理店に対し戻入金の支払を請求でき、代理店は当社の指定する期日までに支払うものとします。
  - (3) 代理店が支払を怠った場合、当社は債権回収を委託し、その発生費用を代理店が負担するものとします。
6. 戻入処理に関連して不正、虚偽その他不適正な行為が認められた場合、当社は当該代理店に対して報酬の支払を停止または取消し、必要に応じて契約の解除または損害賠償請求を行うことができるものとします。
7. 本条に定めのない戻入の取扱いについては、規約第 14 条（戻入および返還）および第 15 条（戻入基準および算定方法）を準用するものとします。
8. 一次代理店における戻入の対象には、ショット差額報酬・ストック差額報酬・コンシューマー差額報酬を含みます。
9. EWA 制度により支払済みのショット型報酬について戻入事由が確定した場合、当社は規約に定める相殺順序（規約第 15 条第 6 項）に基づき精算を行うものとします。

第9条（消費税・インボイス制度および源泉徴収の適用）

1. 一次代理店に対する報酬の消費税の取扱い、インボイス制度に伴う経過措置および源泉所得税の控除その他の税務上の取扱いについては、規約第 13 条（インボイス制度・消費税および源泉所得税の取扱い）の定めに従うものとします。
2. 当社は、前項に基づき、適用法令および規約に従って消費税相当額の加算または控除並びに源泉所得税の控除を行い、控除後の金額をもって一次代理店への報酬支払が完了したものとします。
3. 一次代理店が法人格を有する場合は、原則として源泉徴収の対象外とします。ただし、登録情報が個人名義である場合、又は当社が税務上必要と判断する場合はこの限りではありません。

第10条（ショット型報酬）

1. 一次代理店は、自身が販売した対象商品に応じて、当社が定めるショット型報酬を受け取ることができます。
2. ショット型報酬は、対象商品が MNP 転入契約または対象外商品から対象商品へのコース変更を行った場合にのみ発生します。
3. 対象商品および報酬額は以下のとおりとします。

| 対象商品            | 報酬額      | 備考              |
|-----------------|----------|-----------------|
| dmobile X・L コース | 15,000 円 | 対象商品の開通時に一度のみ発生 |
| dmobile M コース   | 8,000 円  | 対象商品の開通時に一度のみ発生 |

4. ショット型報酬は、EWA 制度（Early Wage Access 制度）の対象とし、対象回線の開通日を起算日として翌 2 営業日以内に、一次代理店の EWA ウォレット残高として反映されます。ただし、金融機関の休業日またはシステム処理上の都合により、反映日が繰り下がる場合があります。
5. 開通月を起算として 12 か月以内に契約が解約または対象外商品へコース変更された場合、支給済みの報酬は戻入（返還）の対象となります。
6. 下位代理店による販売契約に基づくショット型報酬との差分は、第 14 条（ショット差額報酬）に定める差額シ

- ショット報酬額（表）を基準として支払います。
7. ショット型報酬支給後に対象コース間（dmobile X・L ⇄ dmobile M）の変更が行われた場合、次の各号に定める精算を行います。
    - (1) dmobile X・L コースから dmobileM コースへの変更の場合
      - ア 初回対象コースの開通月を起算の1か月目として12か月以内にコース変更を行った場合、支給済みのショット型報酬（X・L コース分）の全額（15,000 円）を戻入（返還）します。
      - イ 初回対象コースの開通月を起算の1か月目として12か月を超えた後にコース変更を行った場合、ショット型報酬の戻入は行いません。
      - ウ ア・イいずれの場合も、変更後のM コースのストック型報酬は当該コース変更月より発生します。14か月の待機期間は設けません。
    - (2) dmobileM コースから dmobile X・L コースへの変更の場合
      - ア 支給済みのショット型報酬（M コース分）と変更後コース（X・L コース）に対応するショット型報酬額との差額（＋7,000 円）を追加支給します。支払時期はショット型報酬に準じ、EWA 制度により変更後コースの開通確認日を起算として翌2営業日以内に一次代理店のEWA ウォレット残高として反映されます。なお、本追加支給は初回対象コースの開通月からの経過期間にかかわらず適用します。
      - イ X・L コースへの変更後のストック型報酬は、追加分のショット型報酬の発生月を起算の1か月目として14か月目より発生します。
  8. 前項のコース変更精算は、初回対象コースでショット型報酬の発生要件を満たしていることを前提とします。同一月内に複数回のコース変更が行われた場合や、取扱いに疑義がある場合は、当社の判断に従うものとします。
  9. 同一回線について複数回のコース変更が行われた場合、各変更時点において前各号の規定を個別に適用します。

【参考：コース変更時の精算対応表】

| 変更パターン         | 条件              | ショット型報酬精算                 | ストック型報酬起算                    |
|----------------|-----------------|---------------------------|------------------------------|
| X・L → M のコース変更 | X・L の開通から12か月以内 | 全額戻入<br>(戻入金額：15,000 円)   | コース変更月より発生                   |
| X・L → M のコース変更 | X・L の開通から12か月超  | 戻入なし                      | コース変更月より発生                   |
| M → X・L のコース変更 | 経過期間を問わない       | 差額追加支給<br>(追加支給額：7,000 円) | ショット型報酬の追加支給月を起算として14か月目から発生 |

第11条 （ストック型報酬）

1. ストック型報酬は、販売した対象商品の月額費用が支払われている限り、継続的に発生します。
2. 報酬額は、対象商品のポイントに対して、当社が定める手数料率を乗じて算出します。
3. 対象商品のポイントは以下のとおりとします。

| 対象コース名        | ポイント    | 備考                  |
|---------------|---------|---------------------|
| dmobile X コース | 5,000pt | 継続的な月額費用の支払いを元に毎月発生 |
| dmobile L コース | 5,000pt |                     |
| dmobile M コース | 3,000pt |                     |
| dmobile S コース | 1,000pt |                     |
| dData F4 コース  | 5,000pt |                     |
| dData F1 コース  | 3,000pt |                     |
| BIZ X コース     | 5,000pt |                     |
| BIZ L コース     | 5,000pt |                     |
| BIZ M コース     | 3,000pt |                     |

※下記は、すでに販売を終了したコースです。

|               |         |                     |
|---------------|---------|---------------------|
| dmobile N コース | 5,000pt | 継続的な月額費用の支払いを元に毎月発生 |
| dData 4 コース   | 5,000pt |                     |

|              |         |               |
|--------------|---------|---------------|
| dData 1 コース  | 3,000pt | (継続利用中のみ報酬対象) |
| JTBC Biz コース | 4,860pt |               |

4. ショット型報酬対象コース (X・L・M) については、開通月を起算として14か月目以降から報酬が発生します。
5. 報酬は、月額費用の支払いが確認された月に発生し、翌月末日までに一次代理店のEWAウォレット残高として反映されます。
6. 一次代理店の手数料率は、25%固定とします。
7. 下位代理店による対象商品の契約に基づく差額報酬は、第14条(ストック差額報酬)に定める手数料率差分(表)をもとに算出します。

#### 第12条 (その他報酬)

1. 本条に定める「その他報酬」とは、ショット型報酬およびストック型報酬以外で、当社が指定するコンシューマー商品等の販売・紹介または代理店の紹介に基づき発生する報酬をいうものとします。
2. その他報酬は、当該報酬の発生条件を満たした月の翌月末日までに、一次代理店のEWAウォレット残高として反映されます。
3. その他報酬のうち、一次代理店紹介報酬を除き、JTBC 安心パック、SoftBank 光・SoftBank Air、BIGLOBE 光、docomo 光、AORINO およびプリペイドモバイルに関する紹介報酬は、第14条第4項(コンシューマー差額報酬)に基づき、下位代理店との報酬差額を算定するものとします。
4. その他報酬の各区分および報酬額は、次の表のとおりとします。

##### (1) JTBC 安心パック紹介報酬

| 区分             | 条件                    | 報酬額   | 報酬種別 |
|----------------|-----------------------|-------|------|
| JTBC 安心パック紹介報酬 | 契約者が月額費用を継続して支払っている場合 | 500 円 | 継続報酬 |

##### (2) SoftBank 光紹介報酬

| 区分                    | 条件              | 報酬額      | 報酬種別 |
|-----------------------|-----------------|----------|------|
| SoftBank 光 (新規)       | 新規契約の成立         | 43,000 円 | 単発報酬 |
| SoftBank 光 (転用・事業者変更) | 転用または事業者変更契約の成立 | 20,000 円 | 単発報酬 |

※ご契約者がキャンペーン適用による契約をされた場合、報酬額が変動する場合があります。

##### (3) SoftBank Air 紹介報酬

| 区分                | 条件      | 報酬額      | 報酬種別 |
|-------------------|---------|----------|------|
| SoftBank Air 紹介報酬 | 新規契約の成立 | 43,000 円 | 単発報酬 |

※ご契約者がキャンペーン適用による契約をされた場合、報酬額が変動する場合があります。

##### (4) BIGLOBE 光 紹介報酬

| 区分                   | 条件              | 報酬額      | 報酬種別 |
|----------------------|-----------------|----------|------|
| BIGLOBE 光 (通常)       | 新規契約の成立         | 39,000 円 | 単発報酬 |
| BIGLOBE 光 (事業者変更・転用) | 事業者変更または転用契約の成立 | 20,000 円 | 単発報酬 |

※ご契約者がキャンペーン適用による契約をされた場合、報酬額が変動する場合があります。

##### (5) docomo 光 紹介報酬

| 区分                  | 条件                | 報酬額      | 報酬種別 |
|---------------------|-------------------|----------|------|
| docomo 光 (通常・事業者変更) | 新規契約または事業者変更契約の成立 | 35,000 円 | 単発報酬 |
| docomo 光 (転用)       | 転用契約の成立           | 15,000 円 | 単発報酬 |

※ご契約者がキャンペーン適用による契約をされた場合、報酬額が変動する場合があります。

(6) AORINO 紹介報酬

| 区分                    | 条件      | 報酬額      | 報酬種別 |
|-----------------------|---------|----------|------|
| AORINO（フロント＋サブカメラセット） | 新規契約の成立 | 16,000 円 | 単発報酬 |
| AORINO（フロントカメラ単体）     | 新規契約の成立 | 8,000 円  | 単発報酬 |

(7) プリペイドモバイル紹介報酬

| 区分            | 条件      | 報酬額     | 報酬種別 |
|---------------|---------|---------|------|
| プリペイドモバイル紹介報酬 | 新規契約の成立 | 5,200 円 | 単発報酬 |

(8) 一次代理店紹介報酬

| 区分        | 条件                       | 報酬額     | 報酬種別 |
|-----------|--------------------------|---------|------|
| 一次代理店紹介報酬 | 被紹介代理店が月額費用を継続して支払っている場合 | 3,000 円 | 継続報酬 |

※被紹介代理店が2か月以上月額費用を未納とした場合、当該一次代理店紹介報酬の発生権は消滅します。

第13条 （OB 年金報酬制度）

販売した対象商品（X・L コース）に関し、現在継続して契約が有効な回線数（以下「有効回線数」といいます。）に基づき、以下の報酬（以下「OB 年金」といいます。）を支払います。

1. OB 年金における各段階の報酬額は、次の表のとおりとします。

| 達成区分 | 有効回線数       | OB 年金月額報酬（ストック）   | OB 年金達成報酬（ショット）   |
|------|-------------|-------------------|-------------------|
| OB1  | 60 回線       | 月額 10,000 円       | 100,000 円         |
| OB2  | 120 回線      | 月額 20,000 円       | 100,000 円         |
| OB3  | 180 回線      | 月額 30,000 円       | 100,000 円         |
| OB4… | 以降 60 回線増ごと | 以降月額 10,000 円ずつ加算 | 以降達成ごとに 100,000 円 |

- 有効回線数とは、毎月月末時点において契約が継続中であり、かつ月額利用料金の支払いが継続して行われている、X コースおよび L コースの回線数をいいます。
- 有効回線数が基準を下回った場合、翌月の判定時点において、該当する OB 区分は自動的に減額または消滅するものとします。
- 対象外回線が有効回線数に含まれていたことが後日判明した場合、当社は規約第 14 条（戻入および返還）及び第 15 条（戻入基準および算定方法）並びにこれらに付随する付属表（戻入基準表）の定めに従い、OB 年金（達成報酬および月額報酬）の取消し、または返還を請求することができるものとします。
- OB 年金月額報酬は、判定月の翌月末日に支払うものとし、代理店契約が継続している限り発生するものとします。
- OB 年金達成報酬は、有効回線数が各 OB 区分に初めて到達した場合に限り支給されるものとし、当該区分から降格した後、同一区分へ再度昇格した場合であっても、再度支給されないものとします。

第14条 （差額報酬）

（第 1 項 総則）

- 差額報酬とは、上位代理店（一次代理店）と下位代理店（二次または三次代理店）の報酬条件の差分に基づき算定される報酬をいいます。
- 差額報酬は、下位代理店の報酬が確定した時点で発生し、翌月末日までに一次代理店の EWA ウォレット残高として反映されます。
- 差額報酬は、その発生形態に応じて「ショット差額報酬」「ストック差額報酬」および「コンシューマー差額報酬」に区分し、各取扱いはい下の各項に定めます。

4. 同一月内に複数の差額報酬が発生した場合は合算して取り扱い、前二項の定めに従い翌月末日までに一次代理店の EWA ウォレット残高として反映されます。
5. 差額報酬に戻入が発生した場合は未払報酬からの相殺を原則とし、相殺により充当できない場合は当社が請求するものとします（第 8 条の定めに従う）。
6. 当社は、必要に応じて下位代理店の実績・契約内容について調査を行い、支払・戻入の適否を確認できるものとし、一次代理店はこれに誠実に協力するものとします。
7. 不正・虚偽・その他不適切な取引が認められた場合、当社は差額報酬の支払停止・取消を行い、必要に応じて契約解除または損害賠償請求等の措置を講じることができます。

（第 2 項 ショット差額報酬）

1. ショット差額報酬とは、下位代理店が販売した対象商品の契約成立に伴い、当該下位代理店に発生するショット型報酬額と一次代理店の報酬額との差額を基準として算出される報酬をいいます。
2. 差額ショット報酬は、下位代理店の報酬確定後、翌月末日までに一次代理店の EWA ウォレット残高として反映されます。
3. 差額ショット報酬の算定方法は、次の式によります。  
差額ショット報酬 = 一次代理店ショット報酬額 - 下位代理店ショット報酬額
4. 差額ショット報酬は EWA 制度の対象外とします。
5. 下位代理店の契約が開通後 12 か月以内に解約または取消された場合、当該差額ショット報酬は戻入（返還）の対象とします。
6. 戻入金の精算は、原則として当該一次代理店の未払報酬からの相殺により行い、相殺により充当できない場合には当社が請求を行うものとします。
7. 差額ショット報酬額は、次の表に定めるとおりとします。

| 対象商品            | 一次代理店報酬額 | 下位代理店報酬額        | 差額      |
|-----------------|----------|-----------------|---------|
| dmobile X・L コース | 15,000 円 | 12,000 円（二次代理店） | 3,000 円 |
| dmobile X・L コース | 15,000 円 | 10,000 円（三次代理店） | 5,000 円 |
| dmobile M コース   | 8,000 円  | 6,000 円（二次代理店）  | 2,000 円 |
| dmobile M コース   | 8,000 円  | 5,000 円（三次代理店）  | 3,000 円 |

（第 3 項 スtock差額報酬）

1. スtock差額報酬とは、下位代理店が販売した対象商品における当該下位代理店の手数料率と一次代理店の手数料率との差分に基づき算出される継続的な報酬をいいます。
2. 差額stock報酬は、下位代理店の顧客回線における月額費用の支払いが確認された月に発生し、翌月末日までに一次代理店の EWA ウォレット残高として反映されます。
3. 算定方法は次の式によります。  
差額stock報酬 = 対象商品ポイント × (一次代理店手数料率 - 下位代理店手数料率)
4. 下位代理店の契約が未払い、取消または解約となった場合、当該差額stock報酬は戻入（返還）の対象とします。
5. 当社は、下位代理店の報酬支払が停止または保留となった場合、同月分の差額stock報酬を保留または相殺することができます。
6. 差額stock報酬における手数料率の差分は、次の表のとおりとします。

| 一次代理店手数料率 | 下位代理店手数料率 | 差額  | 備考                             |
|-----------|-----------|-----|--------------------------------|
| 25%       | 20%       | 5%  | 二次代理店が 20%条件（累計 20 回線以上）を満たす場合 |
| 25%       | 10%       | 15% | 二次代理店が 10%条件（累計 5～19 回線）を満たす場合 |
| 25%       | 5%        | 20% | 三次代理店条件適用（累計 4 回線以下）           |

（第 4 項 コンシューマー差額報酬）

1. コンシューマー差額報酬とは、下位代理店が販売または紹介したコンシューマー商品（JTBC 安心パック、SoftBank 光・SoftBank Air、BIGLOBE 光、docomo 光、AORINO、プリペイドモバイル等）に関して、当該下位代理

- 店に発生する紹介報酬額と一次代理店の報酬額との差額を基準として算出される報酬をいいます。
2. 差額コンシューマー報酬は、下位代理店の報酬が確定した月の翌月末日までに、一次代理店のEWAウォレット残高として反映されます。
  3. 差額コンシューマー報酬の算定方法は、次の式によります。  
差額コンシューマー報酬 = 一次代理店報酬額 - 下位代理店報酬額
  4. 下位代理店の契約が取消・無効・未払等により報酬が取消または停止された場合、当該差額コンシューマー報酬も同様に取消または相殺の対象となります。
  5. 差額コンシューマー報酬額は、次の表のとおりとします。

| 商品名                  | 一次代理店報酬額 | 下位代理店報酬額 | 差額報酬額    | 備考   |
|----------------------|----------|----------|----------|------|
| JTBC 安心パック           | 500 円    | 100 円    | 400 円    | 継続報酬 |
| SoftBank 光（新規）       | 43,000 円 | 18,000 円 | 25,000 円 | 単発報酬 |
| SoftBank 光（転用・事業者変更） | 20,000 円 | 8,000 円  | 12,000 円 | 単発報酬 |
| SoftBank Air         | 43,000 円 | 18,000 円 | 25,000 円 | 単発報酬 |
| BIGLOBE 光（通常）        | 39,000 円 | 16,000 円 | 23,000 円 | 単発報酬 |
| BIGLOBE 光（事業者変更・転用）  | 20,000 円 | 8,000 円  | 12,000 円 | 単発報酬 |
| docomo 光（通常・事業者変更）   | 35,000 円 | 14,000 円 | 21,000 円 | 単発報酬 |
| docomo 光（転用）         | 15,000 円 | 6,000 円  | 9,000 円  | 単発報酬 |
| AORINO フロント+サブカメラセット | 16,000 円 | 4,000 円  | 12,000 円 | 単発報酬 |
| AORINO フロントカメラのみ     | 8,000 円  | 2,000 円  | 6,000 円  | 単発報酬 |
| プリペイドモバイル（eSIM）      | 5,200 円  | 1,200 円  | 4,000 円  | 単発報酬 |

制定日：2025 年 12 月 18 日

改訂日：2026 年 3 月 11 日

改訂日：2026 年 7 月 1 日

改訂日：2026 年 8 月 10 日